

宮崎県地域枠等管理システム構築業務に係る  
企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この要領は、宮崎県（以下「甲」という。）での勤務要件のある地域枠、医師修学資金貸与者（以下、「地域枠等」という。）の更なる増加、キャリア形成プログラムに基づく配置調整を見据え、効率的な情報管理を行うための企画提案を甲が募集し、企画提案競技に参加した業者から本業務を委託する候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案及び契約の手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、甲において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

## 3 業務の概要

### (1) 委託業務名

宮崎県地域枠等管理システム構築業務

### (2) 業務内容

別添「宮崎県地域枠等管理システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (4) 発注上限額

3,410千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 資格要件

この企画提案競技の参加者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) この公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、甲からの受注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- (6) 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人

住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(8) 県内に本店又は支店（営業所）を有する法人であること。

## 5 仕様書等の配付場所及び配付期間

### (1) 配付資料

ア仕様書

イ宮崎県地域枠等管理システム構築業務企画提案書作成要領

ウ応募様式集

### (2) 配付場所

本要領 10 の場所

### (3) 配付期間

令和3年9月13日（月）から令和3年10月8日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※ 本要領、仕様書、作成要領、審査基準、応募様式集については、県ホームページからもダウンロード可能とする。

県ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

※ 資料の郵送を希望する者は、本要領 10 の担当課まで問い合わせること。

## 6 応募の手続等

本事業の募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

### (1) スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和3年9月13日（月）
参加表明書等の受付期間	令和3年9月13日（月）～9月24日（金）
質問書の受付期間	令和3年9月13日（月）～9月21日（火）
質問に対する回答	令和3年9月22日（水）
提出書類の審査（1次審査）	令和3年9月27日（月）～10月1日（金）
企画提案書の受付期間	令和3年10月4日（月）～10月12日（火）
プレゼンテーション審査（2次審査）	令和3年10月13日（水）～10月20日（水）
審査結果通知	令和3年10月21日（木）～10月25日（月）
受注候補者との協議	令和3年10月下旬
契約	令和3年10月下旬

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

## (2)参加表明書等の提出

### ① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）

### ② 提出部数

正本1部

### ③ 受付期間

令和3年9月13日（月）から9月24日（金）まで  
（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））

### ④ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「10 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書（様式第5号）を提出すること。

## (3)質問書の受付及び回答

### ① 質問の方法

質問は、質問書により、電子メールにて本要領中「10 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

### ② 質問書の受付期間

令和3年9月13日（月）から9月21日（火）午後5時まで

### ③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和3年9月22日（水）に参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

## (4)企画提案書等の提出

### ① 提出書類及び提案書の記載事項

宮崎県地域枠等管理システム構築業務企画提案書作成要領のとおり

### ② 提出部数

正本1部、副本5部

### ③ 受付期間

令和3年10月4日（月）から10月12日（火）まで  
（受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））

### ④ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「10 問い合わせ先及び申込先」に提出すること。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

## 7 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとお

り審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

- ① 参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価得点数が最も高い提案者を受注候補者とする。
- ② 最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受注候補者を決定する。

(3) 説明時間等

- ① プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。
- ② 説明時間は30分以内とし、説明終了後、必要に応じて質疑を行う。
- ③ 甲はプロジェクター（パソコンとの接続ケーブルを含む。）及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン、追加のプロジェクター等を必要とする者は、各自で準備すること。

(4) 審査方法

次の評価項目及び評価視点に基づき評価する。

なお、プレゼンテーション審査の日時については、参加資格要件を満たす全事業者に対して、別途通知する。※プレゼンテーションは Web で実施する場合がある。

項目	内容	配点
全体的な要件	仕様書を理解した提案となっているか。見やすさ、使いやすさ画面展開の工夫。	60
機能	機能要件を満たしているか。データ入力の容易性、機能性、効率化の工夫。	60
システム	システムやプログラムの具体的な安全性対策。情報漏えいやマルウェア対策の考え方。	40
構築体制	実施体制および業務実績。スケジュールの現実性及び妥当性	60
運用保守	運用後の保守やサポート体制	80
その他	仕様書に記載された以外の機能で有益な提案	60
価格点	(1－見積金額／発注上限額) × 40点。(小数点以下第1位で四捨五入)	40

(5) 審査結果

審査結果においては、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。  
なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

## 8 契約の締結等（受注候補者との協議）

(1) 契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこ

ととする。

(2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

**9 その他留意事項**

- (1) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「4 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
  - ③ 企画提案書等の内容が「宮崎県地域枠等情報管理システム構築事業仕様書」に掲げるシステム構築条件を満たさない場合
  - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

**10 問い合わせ先及び申込先**

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県福祉保健部医療薬務課医師確保担当  
電話 0985-26-7451  
FAX 0985-32-4458  
E-mail [ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp)